

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規 則	ページ
秋田県財務規則の一部を改正する規則(三二・財政課)……………	1
秋田県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則(三三・税務課)……………	5
秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則(三四・医務薬事課)……………	23
秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(三五・労働政策課)……………	24

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十二号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第十三号中「班長()」の下に「知事部局(地域振興局を除く。)」にあつては各総務班長、」を加え、「にあつては、」を「にあつては」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「及び部局長」の下に「局長(学術国際局長及び国体・障害者スポーツ大会局長をいう。以下同じ。)」を、「知事の、」の下に「局長専決事項及び」を、「課長専決事項」の下に「(学術国際局長及び国体・障害者スポーツ大会局長(以下これらを「局」という。)内各課についての課長専決事項を除く。)」を、「部局長の」の下に「、局内各課についての課長専決事項にあつては局長の」を加え、同項第一号中「並びに部局長」の下に「、局長」を加え、同号の表の備考中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同表の備考

第一号として次の一号を加える。

一 (二、四、六、八及び十)から(五)までの局についての適用については、「部局長共通専決事項」とあるのは「局長共通専決事項」とする。

第五条第二号の表(三)の項中「一億五、〇〇〇万円」を「二億円」に改める。

第六条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 局長が不在の場合においては、その専決事項について、主務課長が代決することができる。

第六条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、局が所掌する事務に関する部長の専決事項について、部長が不在の場合にあつては局長が、部長及び局長がともに不在の場合にあつては主務課長が代決することができる。

第八条の二第七項中「生涯学習センター所長」を「博物館長」に、「生涯学習センター」の副所長を「博物館の副館長」に改め、同条第九項の表中「総合教育センター」を削る。

第八条の三第一項第五号中「総務班長」の下に「(北秋田地域振興局大館福祉環境部及び北秋田地域振興局大館地区総合事務所の総務班長を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

六 北秋田地域振興局大館福祉環境部及び北秋田地域振興局大館地区総合事務所の総務班長の専決事項 北秋田地域振興局大館地区総合事務所長

第八条の三第三項中「生涯学習センター」を「博物館」に改め、同条第四項の表中「近代美術館総務班長」の下に「、博物館総務班長」を加え、

「生涯学習センター」及び「、総合教育センター総務課長」を削り、
副所長

「、生涯学習センター」を「、博物館」に改める。

第四十五条第二項第一号中(六)を(五)とする。

第六十一条第一項第一号中「狩猟者登録税及び入猟税」を「狩猟税」に改める。

第六十八条第一項中「狩猟者登録税若しくは入猟税」を「狩猟税」に改める。

第七十二条第一項第一号(十)中「及び手数料」を削り、同項第二号(五)中「林業改善資金貸付金」を「林業・木材産業改善資金貸付金」に改める。

第九十六条第二項第二号中「高等学校」を「中学校、高等学校」に改める。

第二百四十六条第二号中「(共済負担金)」の下に「、地方消費税徴収取扱費負担

金」を加え、同条第三号中「利子割交付金」の下に、「、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金」を加える。

別表第一中

室	長	室	長
		総務事務ITシステム 推進チームリーダー	

め、同表企画振興部の項中「国際教養大学設置準備事務局長」を削り、「各課長」を「市町村合併支援室長」に改める。

別表第一建設交通部長の項中「、高速道路対策事務所」を削り、同表教育長の項中「図書館」の下に、「、中学校」を加える。

別表第二の二百三十六号の二十五の次に次の五号を加える。

百三十六の二十六 使用済自動車解体業許可申請手数料

百三十六の二十七 使用済自動車解体業許可更新申請手数料

百三十六の二十八 使用済自動車破砕業許可申請手数料

百三十六の二十九 使用済自動車破砕業許可更新申請手数料

百三十六の三十 使用済自動車破砕業事業範囲変更許可申請手数料

別表第二の二百七十五号から第百八十八号までを次のように改める。

百七十五から百八十八まで 削除

別表第二の二百六十四号の七を次のように改める。

二百六十四の七 不動産特定共同事業許可申請手数料

様式第五十六号中「狩猟権登録税掛しくは入猟税」を「狩猟税」に改める。

様式第八十三号の(三)中

品	次
---	---

」

品	次
規格・品質	

を

」

に改める。

様式第八十九号(一)中「登記簿抄本」を「、登記簿抄本」に「添付すること」を「添付してください」に改め、「戸籍謄本」の次に「のほか」を「及び」に「承継通知書の写」を「債権承継確認通知書の写し」に「写を添えること」を「写しを添付してください」に改め、同条(二)中「債権の承継を証する書類2)」

A4判 「債権の承継を証する書類2)」

を

A4判 「法定代理人 代理人(相続財産管理人) 代理人の名称」 代理人の種類

」 「このたび」を「この度」に改め、同条(二)の備考を次のように改める。

備考

- 1 相続人が未成年者若しくは成年被後見人であるときその他相続に関する法律行為について代理人が定められている者であるとき又は不在者であるときは、代理人又は相続財産管理人が申出してください。
- 2 相続人が被保佐人であるときその他相続に関する法律行為について同意権を付与された者の同意を得なければならぬ者であるときは、同意があつたことを証する書類を添付してください。

」 「債権の承継を証する書類3)」

様式第八十九号(三)中

A4判 「債権の承継を証する書類3)」

を

」

A4判 「あたり」を「当たり」に、「印刷できるものであること」を「記載することができます」に改める。

様式第三十四号の(二)中

支出命令年月日	支出負担
---------	------

行 為 申 出 口

に 改 め、同 様 式 (2) 中

納 入 物 品 合 計 額

を

納 入 物 品 合 計 額

消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

に 改 め る。

様 式 第 二 百 九 十 五 号 中

納

出

を

納 入 物 品 合 計 額

消 費 税 及 び 地 方 消 費 税

に 改 め る。

様 式 第 三 百 十 九 号 の (1) を 次 の よう に 改 め る。

様式第319号の2 債権管理簿(1)(第391条)

A 4 判

債 権 管 理 簿											
課 (地方公所) 名 _____											
債務者	氏 名 (名称)			住 所 (所在地)	〒 電話番号						
債 権 内 容											
発生年月日	債権の種類	発生原因	履行期限	債 権 金 額			計	特 記 事 項 (利率、延滞金、計算期間等)			
				元	本	利	息	延滞金等			
履 行 延 期 の 特 約 の 状 況											
申請年月日	承認年月日	履 行 期 限	延 期 後 の 内 容			履行延期の特約の理由					
履 行 延 期 後 の 償 還 予 定											
履 行 期 限	納付すべき金額	履 行 期 限	納付すべき金額	履 行 期 限	納付すべき金額						
徴 収 停 止 の 状 況											
徴収停止年月日	徴 収 停 止 の 理 由						徴収停止解除年月日				
仮 差 押 又 は 仮 処 分 の 状 況											
処分年月日	仮 差 押 又 は 仮 処 分 の 理 由										
免 除 の 状 況											
免除申請年月日	免除承認年月日	免 除 の 理 由									
消 滅 の 状 況											
消滅年月日	消 滅 の 理 由										
元本弁済額	欠 損 額	残 額	利息弁済額	欠 損 額	残 額	延滞金弁済額	欠 損 額	残 額			
滞 納 額											
収 入		残 額		収 入		残 額		収 入		残 額	
年	月	日		年	月	日		年	月	日	
督 促 等 の 状 況											
書面督促年月日	督促後の履行期限	訪問督促年月日	状 況			従 事 者					
担 保 の 状 況											
種類及び銘柄		所 在 地			数 量 (保証金額)			評 価 額			
債務者の資産又は業務の状況に関する事項											
保 証 人 の 状 況											
氏 名		住 所				電 話 番 号					
氏 名		住 所				電 話 番 号					
保証人納付予定	保 証 人 氏 名		履 行 期 限	納 付 す べ き 金 額		履 行 期 限	納 付 す べ き 金 額		履 行 期 限	納 付 す べ き 金 額	
保証人納付予定	保 証 人 氏 名		履 行 期 限	納 付 す べ き 金 額		履 行 期 限	納 付 す べ き 金 額		履 行 期 限	納 付 す べ き 金 額	

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二の第二百三十六号の二十五の次に五号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県財務規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県条例施行規則及び秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十三号

秋田県条例施行規則及び秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(秋田県条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 狩猟者登録税(第四十九条・第四十九条の二)」を「第九節 削除」に、「第二節 軽油引取税(第五十二条 第五十七条)」を「第二節 軽油引取税(第五十二条 第五十七条)」に改める。

第四節の二第一項中「第十二号(一)」を「第十一号(一)」に改める。

第六條の二第一項中「第五十九條第一項」を「第四十八條の二第一項」に改め、同條第二項中「第五十九條第二項」を「第四十八條の二第二項」に改め、同條第三項中「第五十九條第三項」を「第四十八條の二第三項」に改める。

第十五條の表中「第五十二條」を「第五十五條の四」に改め、「、條例第一百五十二條第二項」を削り、「及び條例第八十條第二項」を「、條例第八十條第二項及び條例第九十六條第二項」に、「第七百條の十一の二第一項」を「第七百條の十四の三第一項」に改め、「、法第二百五十一條第一項」を削り、「第七百條の三十六第一項」の下に「、法第七百條の六十四第一項」を加える。

第二十六條中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第二十七條第一項第十二号中「同條第三項」を「同條第四項」に改める。

第二章第九節を次のように改める。

第九節 削除

第四十九條 削除

第五十五條の次に次の一條を加える。

(免税軽油使用者証等の返納命令に関する通知)

第五十五條の二 地域振興局長は、條例第八十五條第五項の規定により免税軽油使用者証の返納を命ずるときは、その旨を当該免税軽油使用者証の交付を受けた者(同條第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、その代表者)に通知しなければならない。

2 前項の規定は、條例第八十六條第四項の規定により交付した免税証(以下「免税証」という。)の返納の命令について準用する。

第五十六條第一項中「條例第八十六條第四項の規定により交付を受けた」を削る。

第五十七條の表中 「 條例第八十四 輕油引取税特別徴収義 様式第二百六 條の二第三項 務者証再交付申請書 十二号の二 」

「 條例第八十四 輕油引取税特別徴収義 様式第二百六 條の二第三項 務者証再交付申請書 十二号の二 」

第五十五條の二 免税軽油使用者証返納 様式第二百六 第一項 命令書 十二号の三

を に、「第八十八

第二項 第五十五條の二 免税証返納命令書 様式第二百六 十二号の三を 用いるものと する。

五條第三項」を「第八十五條第四項」に改める。

本則に次の一節を加える。

第三節 狩猟税

(免除)

第五十八條 地域振興局長は、條例第九十九條第二項の規定による申請書を受領したときは、当該申請に係る処分を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(狩猟税に係る書類の様式)

第五十九條 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

上 欄	中 欄	下 欄
條例第九十九條	狩猟税免除申請書	様式第二百八十

第二項 第五十八条	狩猟税免除承認(不承認)通知書	号 様式第二百八十一号
--------------	-----------------	----------------

様式第二十九号その一「地方税法第72条」を「地方税法第72条の2」に改め、同様式その二「第72条」を「第72条の2」に改め、同様式その六の注中「、狩猟者登録税、入猟税」を「及び軽油引取税」を「、軽油引取税及び狩猟税」に改める。

様式第三十号その一を次のように改める。

様式第30号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その1

法人の県民税及び法人の事業税の更正(決定)及び加算金額決定通知書										
所在地 名称 法人番号								年 月 日		
秋田県 地域振興局長 印										
地方税法第55条第 項及び第72条の 第 項並びに第72条の 第 項及び第72条の 第 項の規定により次のとおり更正(決定)したので、通知します。 この通知書により納付すべき金額については、 年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納付してください。										
事業年度 (計算期間)	. . . ~ . . .		法定納期限	. . .		区 分				
法 人 事 業 税					法 人 県 民 税 (円)					
摘 要	課 税 標 準 (千円)	税率	税 額 (円)		課税標準となる 法人税額 (千円)					
更正 (決定)	所得金額総額				更正 (決定)	法人税割額(× 100)				
	所得金額 1万円以下					外国法人税等の控除額				
	所得金額 1万円超・5万円以下					仮装経理に基づく法人 税割額の控除額				
	所得金額 5万円超					利子割額の控除額 (控除した金額)				
	計					更正(決定)後の 法人税割額				
	軽減税率不適用 法人の金額					更正(決定)後の 均等割額				
	付加価値額総額					更正(決定)後の 法人県民税額				
	付加価値額					既に納付の確定した 当期分の法人税割額				
	資本等の金額総額					既に納付の確定した 当期分の均等割額				
	資本等の金額					既に納付の確定した 当期分の法人県民税額				
収入金額総額					租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額					
収入金額					過大還付請求利子割額					
更正(決定)後の事業税額					差 引	この通知により納付 すべき法人税割額				
仮装経理に基づく 事業税額の控除額						この通知により納付 すべき均等割額				
課税免除額						この通知により納付 すべき法人県民税額				
既に納付の確定した 当期分の事業税額						還付利子割額				
租税条約の実施に係る 事業税額の免除額										
この通知により納付 すべき事業税額										
内 所得割				付加価値割						
内 資本割				収入割						
区 分					基本税額(千円)	率	金 額 (円)			
加算	過少申告	通常	額			/100				
加算	加算	額				/100				
加算	不申告	額								
加算	加重	額								
二以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う場合の分割課税標準額等										
法 人 事 業 税					法 人 県 民 税					
分割	総	数	(円)		法人税総額(円)					
基準	本	県	分	(円)	分割基準					
	総	数	(円)		総数					
	本	県	分	(円)	本県分					
					利子割額 (控除されるべき額)					
延滞金額				法律による金額						
この処分に不服がある場合の救済の方法				この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。						

様式第百六十一号を次のように改める。

様式第161号 法人の県民税に係る課税標準等の通知書

知事 様		年 月 日				
		秋田県 地域振興局長 印				
法人の 県民税 事業税 に係る課税標準等の通知書						
地方税法第58条第6項(第63条第3項、第72条の49第11項)の規定により、次のとおり通知します。						
法人名		資本の金額又は出資金額	千円			
主たる事務所等の所在地		資本積立金額又は連結個別資本積立金額	千円			
事業年度		申告区分				
年月日から年月日まで		事業年度				
申告年月日		処理区分				
確定年月日	修正年月日					
税務官署の更正等通知年月日及び区分		処理年月日				
年月日		年月日				
申告期限延長月数		法人の区分				
県民税	月	事業税	月			
課税標準の総額		本県の加算金処理状況				
法人県民税	千円	不申告加算金	%			
法人所得金額	年 万円以下	千円	過少申告加算金			
	年 万円超 万円以下	千円	重加算金	対応所得金額		
	年 万円超	千円	法人税額から控除すべき外国税の総額及び補正後の従業員の総数			
	計 (軽減税率不適用法人)	千円	都道府県分	円	都道府県分	人
業	付加価値額	千円	市町村分		市町村分	
税	資本等の金額	千円	県民税	仮装経理控除		円
	収入金額	千円	事業税	仮装経理控除		円
			租税条約控除			円
			租税条約控除			円
関係都道府県		事務所等の所在地		分割基準		
				法人事業税		法人県民税
				従業者	事務所等	
合計	/					
秋田県	上記のとおり					
分割都道府県数		備考				
法人番号						

様式第二百五十三号及び様式第二百五十四号を次のように改める。
様式第263号及び様式第254号 三條
様式第二百五十二号の二の次に次の一様式を加える。

様式第262号の3 免税軽油使用者証・免税証返納命令書

免税軽油使用者証・免税証返納命令書						
						年 月 日
免税軽油使用者 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)		様			秋田県 地域振興局長 印	
秋田県県税条例		第185条第5項 第186条第8項			の規定により、次のとおり免税証の返納を命じます。	
返納すべき免税軽油使用者証	使用 者 証 の 番 号		交 付 年 月 日		業 種	
	秋田県 第 号		年 月 日			
返納すべき免税証の明細	交付年月日	業 種	記号番号	種 類	枚 数	数 量
	・ ・			リットル券	枚	リットル
	・ ・					
	・ ・					
	・ ・					
返 納 の 理 由						
返 納 の 期 限						
年 月 日						
備 考						
この処分に不服がある場合の救済の方法						
<p>この処分について不服があるときは、この命令書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を經由して提出してください。</p>						

様式第二百七十九号の次に次の二様式を加える。

様式第280号 狩猟税免除申請書

狩猟税免除申請書	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>秋田県 地域振興局長 様</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">住所 氏名 ㊟</div> <p style="margin-top: 20px;">秋田県県税条例第199条第2項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
登録を受けようとする者が所持する免許の種類	免許
年 度	年度
税 額	円
摘 要	

様式第281号 狩猟税免除承認（不承認）通知書

狩猟税免除承認（不承認）通知書	
第 年 月 日 号	
住所 氏名 様	
秋田県 地域振興局長 印	
年 月 日付けで申請のあつた狩猟税の免除を承認した（承認しない）ので、秋田県県税条例施行規則第58条の規定により、通知します。	
年 度	年度
税 額	円
理 由	
この処分に不服がある場合の救済の方法	この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。

(秋田県県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 秋田県県税事務取扱規則(昭和三十九年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節 狩猟者登録税及び入猟税(第五十二条)」を「第十二節 削除」に、「第十五節 軽油引取税(第五十八条 第六十二条)」を「第十五節 軽油引取税(第五十八条 第六十二条)」に改める。

狩猟税(第六十二条の二) 「」に改める。

第二十三条第一項中「第七十二条の五十九」を「第七十二条の四十九の二」に改め、同条第二項中「又は所得等」を「若しくは所得等又は法第七十二条の四十一の二の法人の付加価値額若しくは資本等の金額等」に改める。

第二十四条中「又は法第七十二条の四十一」を「法第七十二条の四十一又は法第七十二条の四十一の二」に改める。

第二章第十二節を次のように改める。

第十二節 削除

第五十二条 削除

第五十九条の二を第五十九条の三とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

(免税軽油使用者証等の返納命令の決議)

第五十九条の二 地域振興局長は、条例第百八十五条第五項の規定により免税軽油使用者証の返納を命じようとするときは、免税軽油使用者証返納命令決議書により決議しなければならない。

2 前項の規定は、条例第百八十六条第四項の規定により交付した免税証の返納の命令について準用する。

第六十二条の表中 「 第五十九条第一 軽油引取税特別徴収義 様式第二十八 項 務者指定決議書 号 」

「 第五十九条第一 軽油引取税特別徴収義 様式第二十八 項 務者指定決議書 号 」

第五十九条の二 免税軽油使用者証返納 様式第二十八 第一項 命令決議書 号の二 に改める。

第五十九条の二 免税証返納命令決議書 様式第二十八 第二項 号の二を用いるものとする。

第二章第十五節の次に次の一節を加える。

第十五節の二 狩猟税

(狩猟税に係る課税状況等の整理)

第六十二条の二 地域振興局長は、狩猟税に係る課税の状況その他必要な事項を電子情報処理組織により整理しなければならない。

様式第二号の二中その十一を削り、その十二をその十一とし、その十三をその十二とし、その十四をその十三とし、その十三の次に次のように加える。

様式第2号の2 調定内訳書 その14

狩猟税調定内訳書				調定番号	備考
登録番号	区分	税額	円		

様式第三三〇号

銃 区 税		件数	税額
狩 猟 者 登 録 税	件数	税額	
	税額		

に改める。
様式第十三号及び様式第十四号を次のように改める。

様式第13号 法人事業税調査書

供 覧	(長)	取 扱 者	発 議	年 月 日
			決 議	年 月 日
			施 行	年 月 日
法 人 事 業 税 調 査 書				
事 業 種 目	事 業 年 度	法 人		
		所 在 地		
		名 称		
		代 表 者		
摘 要		申 告	調 査	増 減 差
所 得 金 額				
法 人 税 の 所 得 金 額				
加 算				
	小 計			
減 算				
	小 計			
非 課 税				
	小 計			
計				
付 分 益 額	加 価 値 額			
	収 配 分	報 酬 給 与 額		
		純 支 払 利 子		
	純 支 払 賃 借 料			
	単 年 度 損 益			
計				
資 本	本 等 の 金 額			
	資 本 の 金 額 又 は 出 資 金 額			
	資 本 積 立 金 額 又 は 連 結 個 別 資 本 積 立 金 額			
計				
1 添付書類 財産目録、貸借対照表、損益計算書				
2 決算確定年月日 年 月 日				

様式第14号 法人県民税・法人事業税更正(決定)決議書

法人の県民税及び法人の事業税の更正(決定)及び加算金額決定決議書									
決(長)裁					起案者職氏名				
所在地					発議年月日				
名称					決裁年月日				
法人番号					事務所				
発付番号									
地方税法第55条第 項及び第72条の 第 項並びに第72条の 第 項及び第72条の 第 項の規定による更正(決定)									
指定納期限 年 月 日									
事業年度(計算期間)		法定納期限		区分					
法人事業税					法人県民税(円)				
摘要	課税標準(千円)	税率	税額(円)		課税標準となる法人税額(千円)				
更正(決定)	所得金額総額				法人税割額(×100)				
	所得金額 1万円以下				外国法人税等の控除額				
	所得金額 1万円超・5万円以下				仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
	所得金額 5万円超				利子割額の控除額(控除した金額)				
	計				更正(決定)後の法人税割額				
	軽減税率不適用法人の金額				更正(決定)後の均等割額				
	付加価値額総額				更正(決定)後の法人県民税額				
	付加価値額				既に納付の確定した当期分の法人税割額				
	資本等の金額総額				既に納付の確定した当期分の均等割額				
	資本等の金額				既に納付の確定した当期分の法人県民税額				
収入割	収入金額総額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
	収入金額				過大還付請求利子割額				
更正(決定)後の事業税額					差引				
仮装経理に基づく事業税額の控除額						この通知により納付すべき法人税割額			
課税免除額						この通知により納付すべき均等割額			
既に納付の確定した当期分の事業税額						この通知により納付すべき法人県民税額			
租税条約の実施に係る課税額の免除額					還付利子割額				
この通知により納付すべき事業税額									
内訳									
所得割					付加価値割				
資本割					収入割				
区分					基本税額(千円) 率 金額(円)				
加算金	過少申告加算金	通常額	/100						
	過少申告加算金	加算計	/100						
	不申告加算金		/100						
	重加算金		/100						
二以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う場合の分割課税標準額等									
法人事業税					法人県民税				
分割基準	分総数(円)				法人税総額(円)				
	本県分(円)				分割基準 総数				
	分総数(円)				分割基準 本県分				
	本県分(円)				利子割額(控除されるべき額)				
参考備考	過少申告加算税対象所得(円)				重加算税対象所得(円)				
	不申告加算税対象所得(円)				上記の対象法人税額(円)				
備考									

様式第二十八号の次に次の様式を加える。

様式第28号の2 免税軽油使用者証・免税証返納命令決議書

免税軽油使用者証・免税証返納命令決議書							
発議	年 月 日	起案者職氏名	㊟	公印使用承認			
決議	年 月 日	(長)					
通知	年 月 日						
免税 用 軽 油 者	住(居)所 (所在地)						
	氏 名 (名称)						
返納を命ずる免税軽油使用者証		使用者証の番号	交付年月日	業 種			
		秋田県 第 号	年 月 日				
返納を命ずる免税証の明細		交付年月日	業 種	記号番号	種 類	枚 数	数 量
		. .			券	枚	張
		. .					
		. .					
		. .					
返納の理由							
返納の期限		年 月 日					
備 考							

様式第九十一号(1)及び(2)中

銃 区 税	現								
	繰計								
狩 猟 者 登 録 税	現								
	繰計								

銃 区 税	現		
	繰計		

銃 区 税		現		
狩 猟 者 登 録 税		繰計		
		現		
		繰計		

税」に於て、回数は(3)中

銃 区 税	現		
	繰計		
狩 猟 者 登 録 税	現		
	繰計		

「

銃 区 税	現		
	繰計		

銃 区 税		現		
狩 猟 者 登 録 税		繰計		
		現		
		繰計		

禁猟区に於て

銃 区 税		現		
狩 猟 者 登 録 税		繰計		
		現		
		繰計		

第 2 号

「 入 猟 税 」 を 「 狩 猟 税 」 に 改 め る

様式第九十七号(2)中

銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税		銃 区 税	銃 区 税
			件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	現年課税分	件数	税額	
			滞納繰越分	件数	税額	
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	現年課税分	件数	税額	
			滞納繰越分	件数	税額	
狩猟者登録税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		

銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税		銃 区 税	銃 区 税
			件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		

を

銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税		銃 区 税	銃 区 税
			件数	税額		
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	現年課税分	件数	税額	
			滞納繰越分	件数	税額	
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	現年課税分	件数	税額	
			滞納繰越分	件数	税額	
銃 区 税	銃 区 税	銃 区 税	件数	税額		

「 入 猟 税 」 を 「 狩 猟 税 」 に 改 め る

附 則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中秋田県税条例施行規則第十五条の表の改正規定（「第七百条の十一の第二項」を「第七百条の十四の三第一項」に改める部分に限る。）、同規則第五十五条の次に一条を加える改正規定、同規則第五十六条第一項及び第五十七条の表の改正規定並びに同規則様式第二百六十二号の二の次に一様式を加える改正規定並びに第二条中秋田県税事務取扱規則第五十九条の二を同規則第五十九条の三とし、同規則第五十九条の次に一条を加える改正規定、同規則第六十二条の表の改正規定及び同規則様式第二百八号の次に一様式を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の秋田県税事務取扱規則様式第三号、様式第九十一号、様式第九十六号及び様式第九十七号の規定は、平成十六年度以後の年度分の徴収金に関する事務の取扱いについて適用し、平成十五年度分までの徴収金に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十四号

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則

秋田県病院事業財務規則（昭和四十四年秋田県規則第五十号）の一部を次のように

改正する。

第四条中「事務局長若しくは事務局長又は事務部長」を「秋田県立脳血管研究センター事務部長(以下「脳研センター事務部長」という。)若しくは秋田県立脳血管研究センター事務部次長(以下「脳研センター事務部次長」という。)又は秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部長(以下「リハビリセンター事務部長」という。)」に、「事務局長又は事務部長」を「脳研センター事務部長又はリハビリセンター事務部長」に、「事務局長次長」を「脳研センター事務部次長の」に、「事務局長の」を「脳研センター事務部長の」に改め、同条の表中「事務局長専決事項」を「脳研センター事務部長専決事項」に、「事務局次長専決事項又は事務部長専決事項」を「脳研センター事務部次長専決事項又はリハビリセンター事務部長専決事項」に、「八、〇〇〇万円」を「二億円」に、「一億五、〇〇〇万円」を「三億円」に改める。

第五条中「事務局長又は事務部長が、」を「脳研センター事務部長又はリハビリセンター事務部長が」に改める。

第六条第一項中「事務局長が」を「脳研センター事務部長が」に、「第四条(専決事項)に規定する事務局長の」を「その」に、「事務局次長」を「脳研センター事務部次長」に改め、同条第二項中「事務局次長又は事務部長」を「脳研センター事務部次長又はリハビリセンター事務部長」に、「第四条(専決事項)に規定するこれらの者の」を「その」に改める。

第七条第一項の表中「事務局次長」を「脳研センター事務部次長」に、「事務部長」を「リハビリセンター事務部長」に改める。

第九条の表中「一億五、〇〇〇万円」を「三億円」に改める。
様式第一号から様式第三号まで、様式第十九号、様式第三十一号、様式第三十二号、様式第四十三号及び様式第四十四号中「事務局長」を「事務部次長」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十五号

秋田県職業訓練手当支給規則

秋田県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年秋田県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、公共職業安定所長」を「、県内に所在する公共職業安定所の長」に改め、同項第一号中「第十二条」を「第二十條」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 基本手当の日額は、次の各号に掲げる知事が別に定める支給対象者の居住地の級地区分に応じ、次に掲げる額とする。

- 一 一級地 四千三百十円
- 二 二級地 三千九百三十円
- 三 三級地 三千五百三十円

第八条第一項中「及び様式第一号の二」を「から様式第一号の三まで」に改め、同条第三項中「様式第一号の二」を「様式第一号の三」に改める。

様式第一号中「小〇」を「小〇甲申申」に改める。

様式第一号の二中「小〇」を「小〇甲申申」に改め、同様式を様式第一号の三とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 8 条関係)

訓練手当受給資格認定申請書 (県外居住者用)

(A 4 判)

秋田県知事		様		年 月 日		
				申請者氏名 ㊟		
訓練手当の受給資格の認定について (申請)						
訓練手当の支給を受けたいので、次のとおり申請します。						
申請する手当の種類 (該当するものに)		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当	
申請者の 状況	ふりがな		性別	生年月日		
	氏 名		男・女	昭・平 年 月 日生 (満 歳)		
住所又は居所		(入校前)				
		(入校後)				
扶養親族に関する事項 (寄宿手当の申請者のみ記入)						
家 族 の 状 況	氏 名	申請者 との続柄	年 齢	扶養の有無	同居、別居の別	別居している者の住所又は居所
			歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居	
求職者給付等の受給資格、生活保護の受給 無 ・ 有 (該当するものに)						
雇用保険求職者手当		船員失業給付金	国家公務員等失業者退職手当	生活保護		
その他 ()						
公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 証 明 欄	入校年月日	訓練科目		訓練期間	年 月 日から	
	年 月 日				年 月 日まで	
	通所距離 (km)	通所手段 (該当するものに) 徒歩 パス 鉄道 自動車 その他 ()				
	寄宿舎の入居状況 入居 (年 月 日) ・ 入居していない					
上記の申請者は、公共職業訓練を受講していることを証明する。 年 月 日 公共職業能力開発施設の長 ㊟						
出 身 都 道 府 県 処 理 欄	適用区分	雇用対策法施行規則第 条 項 号 (附則第 条 項 号)				
	類似の手当の受給		月額		受給期間	年 月 日から
	無・有 ()		円			年 月 日まで
	添付書類	受講指示書写		手帳等の写	通所届	入寮許可書等
		口座振込書		雇用保険、生活保護等		
	区分	日額 (月額)	認定年月日	指 定 口 座		
	基本手当			金融機関名		
	受講手当			支店名		
通所手当			口座番号			
備考						

様式第四号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 9 条関係)

訓練手当支給請求書

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

受給資格者
住所又は居所
氏 名 印

訓練手当の支給について(請求)

年 月分の訓練手当の支給を次のとおり請求します。

訓練期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
訓練が行われなかった日数	日	
訓練を受けなかった日数	やむを得ない理由による日数	日
	のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
	やむを得ない理由のない日数	日
訓練を受けた日数	日	
家族と別居して寄宿していない日数	日	

基本手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
受講手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
通所手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円
寄宿手当	日 数	日
	日 額	円
	金 額	円

合 計 額	当 月 請 求 額	保 留 額
円	円	円

上記の記載事項に誤りのないことを証明する。

年 月 日

公共職業能力開発施設の長
又は公共職業安定所長 印

附 則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

購読料 発行 秋 田 県
一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田株式会社
電話(082)8766863
FAX(082)8766863
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

